

平成24年9月6日

消費者庁消費者制度課

御中

「集団的消費者被害回復に係わる訴訟制度案」についての意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

〒152-0031 東京都目黒区中根2丁目13番18号

第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 (代) fax03-3718-4015

eメール [advisor-consultant@nacs.or.jp](mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp)

当協会は消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントの有資格者で構成される消費者団体で、協会として消費者相談窓口を設けている。また全国各地の消費生活センター等で相談を受けている会員も多く有している。私達は、少額被害者が何もできずに泣き寝入りすることが多く、その結果、加害者は何の制裁もなく、不当な利益を得、信用を失なうこともなく、悪徳な事業を蔓延させている現状に、日々歯がゆい思いをしている。

消費者庁創設の原点ともいえる「集団的消費者被害回復に係わる訴訟制度」が、消費者被害救済に寄与する画期的な制度となることを期待し、意見を述べさせていただきます。

1. 【意見の対象】第2 被害回復裁判手続き

1 共通義務確認訴訟に係わる民事訴訟手続きの特例

(1) 共通義務確認の訴え

【意見の内容】

損害賠償の請求に係わる金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて生じた損害又は消費者契約の目的となるものの対価に関する損害に係わるものである場合に限り、提起することができる、となっている。

訴訟の対象は、消費者と事業者の契約で金銭を請求するものに限られている。製造物の欠陥自体は対象であるが、生命や身体に影響した被害は対象にならない。個人情報の漏えいも対象にならない内容である。

これらから、今回の共通義務確認の訴え対象は、現在の消費者被害を十分に反映

されていないと考え、訴訟の対象の見直しを要望する。

**【理由】**

生命や身体に影響した被害、個人情報漏えい被害なども訴訟対象に加える必要があると考える。

「消費者契約に関するもの」とされているが、今後「消費者契約は存在しないが集団的消費者被害が発生するもの」が出てくる可能性もある。

1. **【意見の対象】 第2 被害回復裁判手続き**

1 共通義務確認訴訟係わる民事訴訟手続きの特例

(7) 確定判決の効力が及ぶ者の範囲

**【意見の内容】**

共通義務確認訴訟の確定判決は、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者に対してもその効力を有する、となっている点は評価する。

**【理由】**

事業者の支払い義務が認められた場合、2段階目の手続きに入りやすくなる。

同一事件では判決の効果が他の団体にも及び、蒸し返し訴訟防止にもなると考える。

1. **【意見の対象】 第2 被害回復裁判手続き**

2 対象債権の確定手続き

(3) 申立団体による通知及び公告等

**【意見の内容】**

「通知・公告等」については、申立団体が行うとされている。

すでに一段階目において被告の法的責任が認められていることを考えると、知れている対象消費者に対し、被害回復裁判手続き及び事案の内容その他所定の事項を通知するその費用は被告（事業者）が当然負担すべきと考える。

**【理由】**

費用負担は、被告である事業者が行うことが妥当ではないかと考える。（「授権者から被害回復関係業務に関し報酬を受けることができる。」と規定されているが、これは被害回復の目的には反すると考える。）

特定適格消費者団体はほとんどボランティアに近い状況で差し止め活動をしているのが現象であろう。申立団体の財政状態を考慮すると、費用負担を負わせることは本制度運用の阻害要因になる場合もあると考える。

1. 【意見の対象】第2 被害回復裁判手続き
  - 2 対象債権の確定手続き
  - (3) 申立団体による通知及び公告等
  - ④情報開示義務

**【意見の内容】**

相手方は、対象消費者の氏名及び住所等が記載された文書（電磁記録も含む）を所持する場合、届出期間中に申立団体の求めがあるときは、開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときを除き、当該文書を当該申立団体に開示することを拒むことができないものとする、とあるがあいまいな内容である。「開示請求には拒むことができない」とすべきであると考えている。

**【理由】**

対象消費者の氏名や住所などの情報は相手方が所有している情報に頼るしかない状況である。

相手方の情報開示によって、被害にあっているが届けをしていない、または被害に気づいていない消費者までもが救済されることになり、被害者すべてが救済できる制度になると期待できる。

1. 【意見の対象】第2 被害回復裁判手続き
  - 3 特定適格消費者団体のする仮差押え
  - (1) 特定適格消費者団体のする仮差押え

**【意見の内容】**

特定適格消費者団体が一段階目の訴訟の前でも、被害総額の範囲内で仮差押え命令の申立が出来ることが今回盛り込まれたことは評価する。

これにより、悪質事業者が財産を隠していなくなり、被害救済が困難な事案が減少することが期待できる。

1. 【意見の対象】第3 特定適格消費者団体
  - 4 その他
  - (3) 特定適格消費者団体への協力

**【意見の内容】**

独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該団体が被害回復関係業務を適切に遂行するために必要な限度において、当該団体に対し、所定の情報を提供することができるものとする、との内容は一応評価できる。しかし、あいまいな「提供することができるもの」と

する」ではなく、「提供しなければならない」に改めることを要望する。

さらに、P I O-N E T情報の内容の充実も要望する。

**【理由】**

消費者被害からの回復のために、国民生活センター・地方の公共団体と特定適格消費者団体が積極的な連携体制を作るという観点から、特定適格消費者団体の求めに応じ、あるいは消費者被害端緒情報を積極的に提供することが重要である。

さらに、提供するP I O-N E T情報は、起こった事実だけでなく、どのように解決が図られたのか、までを情報として提供することが重要と考える。

4. **【意見の対象】** その他

消費者基本法では、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」とある。この消費者の権利を実現するためにもこの制度は必要であり、一刻も早い制度設計と実施を要望する。

**【理由】**

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数は年間約90万件と高い件数であり、その内の85～90%が取引関連の相談である。そのような高い消費者相談の件数であるが、実際に被害に遭った場合に、被害回復の為に消費生活センターに相談したのは僅かで、ほとんどが被害に遭ったにもかかわらず、何もせずに泣き寝入りをしている、との報告もある。このことから現行の制度では、消費者が問題を解決する手続きが十分に整備されていないと言える。

今回提案されている「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」においては、特定適格消費者団体が、出来る限り多数の消費者の請求権を束ねて訴訟を行う制度であり、日本の実情に合った消費者被害回復制度であると思われる。今回提起の制度が実現すれば、簡易な手続きで消費者被害回復が行われることになり、極めて画期的な制度となると期待できる。消費者庁には是非、平成24年度通常国会には提出は困難と思われるが、臨時国会提出に向け本制度が成立するように最大限の努力をされることを期待する。

以上